

埼玉県自動車税等
コンビニエンスストア等収納代行業務委託

入札説明書

令和 8 年 8 月 2 8 日付公告

埼玉県総務部税務課

この入札説明書は、埼玉県が発注する埼玉県自動車税等コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約に関し、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号。以下「特例政令」という。）、「埼玉県財務規則」（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）及び本件業務委託に係る入札公告のほか、当該競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び収納見込件数

埼玉県自動車税等コンビニエンスストア等収納代行業務委託 一式

収納見込件数 3,420,000 件

【内訳】

令和 8 年度 1,800 件

令和 9 年度 1,140,000 件

令和 10 年度 1,140,000 件

令和 11 年度 1,138,200 件

※上記の数量は予定であり、実際の収納件数は増減する。

(2) 調達案件の仕様等

別添「埼玉県自動車税等コンビニエンスストア収納代行業務委託に係る調達仕様書」及び「埼玉県自動車税等スマートフォン決済アプリ収納代行業務委託に係る調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

令和 8 年 12 月 1 日（火）から令和 12 年 3 月 17 日（日）までとする。

令和 8 年 12 月 1 日（火）から令和 9 年 3 月 17 日（水）までは準備期間とする。

なお、準備期間中は委託料の支払いの対象としない。

収納代行業務を開始する日は、令和 9 年 3 月 18 日（木）とする。

(4) 履行場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所。

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、1 件当たりの単価（小数点第 2 位まで）を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 1 件当たりの契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

電子入札システムの稼働時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 8 時までである。

2 競争入札参加資格

本案件の入札参加者は以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 6 年埼玉県告示第 833 号）に基づき、「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」の A 等級に格付けされた者で、営業品目が「大分類：その他業務、小分類：コンビニエンスストア収納代行業務」に登録された者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係があるもの（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。
- (6) 入札参加申請日から過去 2 年（令和 6・7 年度）の間に、都道府県若しくは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する政令市又はこれらと同程度の人口規模を有する自治体で、地方税又は公共料金のコンビニエンスストア等収納代行業務を 2 回以上誠実に履行した実績を有すること。

※ 「誠実に履行」した実績は、契約期間が複数年の長期継続契約にあつては、履行中のもの（1 年間の履行に対する支払が完了しているものに限る。）を含む。

- (7) 入札説明書及び仕様書に定めるコンビニエンスストア等の利用が可能であること。
- (8) I SMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 競争入札参加資格の確認

- (1) 競争入札参加資格の申請

入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明する書類として、次のアに掲げる書類各 1 部を添付して、イのいずれかの方法により、令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時までに提出しなければならない。

ア 提出書類

- (7) 「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式 1）

- (イ) 「契約の履行について」（別記様式 2）及びその添付書類
- (ウ) 「利用可能なコンビニエンスストア等について」（別記様式 3）
- (エ) 「作業体制及び担当者連絡先」（別記様式 4）
- (オ) I S M S 認証又はプライバシーマークの認証を受けていることがわかる書類。

イ 提出方法

- (ア) 電子入札システムを利用する場合

同システムから確認申請する。

なお、電子入札システムの一般競争入札参加資格確認申請機能は、10 ファイルかつ合計 3MB までしかファイルを添付できない。

そのため、提出書類が 10 ファイル以上になる場合又は提出ファイルが 3MB を超える場合には、「確認申請書」以外の添付書類を 19(3)の担当窓口で電子メールにより提出し、「確認申請書」を電子入札システムにより提出すること。

- (イ) 紙媒体の確認申請書を郵送する場合

19(3)の場所に郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は書留郵便とし、令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時までに必着のこと。

- (ウ) 紙媒体の確認申請書を持参する場合

19(3)の場所に令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時までに提出すること。

(2) 競争入札参加資格の付与

上記 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 8 年 9 月 7 日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ信書（簡易書留、レターパック等）で郵送し、審査を受けること。

この場合、上記 3 (1)に定める書類に加えて、競争入札参加資格の申請中であることが確認できる書類も提出すること。

なお、入札日において資格を取得していない場合は、入札に参加する資格を有しないものとする。

(3) 競争入札参加資格確認結果の通知

上記 (1) の確認結果は、**令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 5 時までに「一般競争入札参加資格確認結果通知書」（以下「確認通知書」という。）**により通知する。なお、電子入札システムにより確認申請した者には同システムで、郵送又は持参の方法により確認申請した者には郵送により通知する。

(4) その他

ア 確認申請書を提出した者は、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 埼玉県は、提出された確認申請書等を提出者の同意なく、入札参加資格の確認以外に使用しない。

エ 提出された書類は、返却しない。

オ 埼玉県が指示した補正以外の理由による、提出期限日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

カ 確認申請書等に関する問い合わせは、19(3)に行うこと。

4 入札説明書等に関する質疑

入札説明書、仕様書、契約書（案）等の配布書類（以下「仕様書等」という。）に対する質問方法は次によること。この方法によらない質問は、一切受け付けない。

(1) 質問書の受付

質問は、**令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時**までに、電子メールにより、19(3)の担当窓口あてに「質問書」（別記様式 5）を提出すること。電子メールの件名は「【質問書】埼玉県自動車税等コンビニエンスストア等収納代行業務委託」とすること。

また、到達の確実を期するため、電話により到達の確認を行うこと。

(2) 質問書への回答

確認申請書を提出した者すべてに、**令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 5 時**までに、電子メールにより回答する。ただし、質問者のみに回答すれば足りることが明らかである質問については、質問者のみに回答する。

5 入札保証金

別紙 1 「入札保証金・契約保証金について」のとおり。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 入札参加者等は、電子入札システムによる方法、又は紙媒体の入札書を郵送（書留郵便に限る。）若しくは持参する方法により、入札しなければならない。

電話、電報、ファクシミリ、レタックス、電子メールその他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書の提出場所及び提出期限等

ア 電子入札による場合

(7) 提出期限

令和 8 年 10 月 27 日（火）午前 10 時

(イ) 提出方法

電子入札システムからの入札によること。

イ 郵送による場合

(ア) 郵送先

19(3)の場所に郵送すること。

(イ) 提出期限

令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 5 時（必着）

(ウ) 提出方法

書留郵便によること。また、19(3)の担当窓口へ事前に郵送にて提出する旨を連絡し、必ず到達確認をすること。

ウ 持参による場合

(ア) 提出場所

19(3)の担当窓口へ事前に持参して提出する旨を連絡し、19(3)の場所に持参すること。

(イ) 提出期限

令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 5 時（必着）

7 入札書の記載内容

(1) 入札参加者は、仕様書等に明記した一切の諸費用を含めた上で入札金額を見積ること。

(2) 入札金額については、1 件当たりの単価（小数点第 2 位まで）を入力し、記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価（収納 1 件当たりの税抜単価）を入札金額とすること。

8 郵送又は持参の方法による入札書の提出

入札参加者等は、入札書を郵送又は持参の方法により提出する場合には、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 入札書は、別記様式 6 の様式により、次の事項を記載して提出しなければならない。

ア 入札書の提出年月日

イ 入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者の職・氏名）

ウ 入札参加者の代理人が入札する場合は、入札参加者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者の職・氏名）並びに該代理人の氏名

なお、代理人が入札する場合は、別記様式 7 による入札権限等に関する「委任状」も併せて提出しなければならない。

エ 入札金額（最上位の左側に「¥」を付加すること。当該入札を辞退する場合には、「辞退」と記載。）

オ くじ番号（落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときに電子くじを実施するため使用する。）

(2) 入札参加者等は、入札書を郵送又は持参の方法により提出する場合には、入札書を以下の要領により封入しなければならない。

ア 外封筒

封皮に、入札参加者の氏名（法人の場合は名称）を記載するとともに、「令和 8 年 10 月 27 日開札 埼玉県自動車税等コンビニエンスストア等収納代行業務委託 入札書在中」と朱書しなければならない。当該封筒には、次のイ～エの中封筒を封入の上、封かんすること。

イ 第 1 回入札用封筒

封皮に、入札参加者の氏名（法人の場合は名称）を記載するとともに、「令和 8 年 10 月 27 日開札 埼玉県自動車税等コンビニエンスストア等収納代行業務委託 第 1 回入札」と朱書しなければならない。当該封筒には、第 1 回入札分の入札書、確認通知書の写し及び委任状（代理人が入札する場合に限る。）を封入の上、封かんすること。

ウ 再入札（第 1 回）用封筒

封皮に、入札参加者の氏名（法人の場合は名称）を記載するとともに、「令和 8 年 10 月 27 日開札 埼玉県自動車税等コンビニエンスストア等収納代行業務委託 再入札(第 1 回)」と朱書しなければならない。当該封筒には、再入札（第 1 回）分の入札書を封入の上、封かんすること。

エ 再入札（第 2 回）用封筒

封皮に、入札参加者の氏名（法人の場合は名称）を記載するとともに、「令和 8 年 10 月 27 日開札 埼玉県自動車税等コンビニエンスストア等収納代行業務委託 再入札(第 2 回)」と朱書しなければならない。当該封筒には、再入札（第 2 回）分の入札書を封入の上、封かんすること。

9 委任状の記載等

代理人が入札する場合の委任状は、別記様式 7 の様式により、次の点に注意して作成すること。

- (1) 入札参加者の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- (2) 代理人の氏名を記載すること。

10 入札の無効

次に該当する入札は無効である。

- (1) 電子入札に係る事項

ア 電子証明書を不正に使用したもの

- イ 入札書が指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかったもの
- (3) 郵送による入札、持参による入札に係る事項
 - ア 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - イ 入札金額の訂正を行った入札書によるもの
 - ウ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
 - エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記載した事項が明らかでない入札書によるもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 2 以上の入札書を提出した者がしたもの又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
 - キ 指定の日時までに指定の場所に到達しなかったもの
 - ク 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (3) 電子入札、郵送による入札、持参による入札に共通する事項
 - ア 入札に参加する資格がない者がしたもの
 - イ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
 - ウ 談合その他不正行為があったと認められるもの
 - エ その他、入札の条件に違反した入札をしたもの

11 入札の辞退

入札参加者等が入札を辞退する場合は、電子入札による場合は電子入札システムにより、紙媒体による場合は郵送又は持参により、6（4）の提出期限までに必ず辞退の届出を行うこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とし、上記の期限内に必着とすること。

12 開札

- (1) 開札の場所及び日時
 - ア 場所 埼玉県総務部税務課
 - イ 日時 令和 8 年 10 月 27 日（火） 午前 10 時 20 分
- (2) 電子入札システムにより行うため、開札への立会いは不要である。

13 落札者の決定

- (1) 財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにより、又は入札書に記載した 3 桁のくじ番号により電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、入札書にくじ番号を記載していない者があるときは、立会い職員がこれに代わって、くじ番号を入力し、落札者を決定する。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名（法人の場合は

名称)及び落札価格をすべての入札者に通知する。

- (5) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

14 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札を行う場合、電子入札システムによる入札をした入札参加者には、電子メールにより再度入札を実施する旨及び再度入札の提出期限を通知するので、通知に従い再度入札の操作を行うこと。
- (3) 郵送又は持参の方法により入札書を提出した入札参加者等は、再度入札分を含めて提出済みであるため、再度入札の手続は必要ない。なお、再度入札分の提出がなかった場合は辞退したものとみなす。
- (4) 再度入札を2回実施しても落札者を決定しないときは、当該入札を打ち切り、随意契約に移行する場合がある。

15 契約保証金

別紙1「入札保証金・契約保証金について」のとおり。

16 契約書の作成

- (1) この契約は、立会人型電子契約の電子契約による締結を予定している。電子契約を行う場合は、契約書は紙ではなく電子データで作成し、押印に代わる電子署名とタイムスタンプが施される。契約の締結は、電子契約事業者のクラウドを利用するため、電子メールが必要となる。立会人型電子契約の利用に係る費用負担は生じない。なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 埼玉県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しない。

17 契約条項・支払条件

別添「埼玉県自動車税等コンビニエンスストア収納代行業務委託に係る基本契約書(案)」、「埼玉県自動車税等スマートフォン決済アプリ収納代行業務委託に係る基本契約書(案)」及び「埼玉県自動車税等コンビニエンスストア等収納代行業務委託に係る委託手数料に関する契約書(案)」のとおり。

18 事情変更による調達手続の停止

翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、当該調達手続を停止する場合がある。

19 その他必要な事項

- (1) システム障害又は天災による停電等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期や入札方法の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、その場合は、電話、ファクシミリ及び埼玉県ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した経費は、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

- (3) 本件調達に関する担当窓口

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(埼玉県庁本庁舎3階)

(機関名) 埼玉県総務部税務課 納税・管理担当

(電話) 048-830-7606 (FAX) 048-830-4737

(担当者) 高田 (電子メール) a2640-03@pref.saitama.lg.jp

20 入札計画

日 程	時 刻	内 容	電子	紙 (郵送) (持参)
8月28日(金)	—	入札説明書の配布開始(公告日)	○	○
9月7日(月)	—	物品等競争入札参加資格登録申請期限	○	○
10月5日(月)	午後5時	競争入札参加資格確認申請提出期限	○	○
	午後5時	仕様書等への質問受付期限	○	○
10月13日(火)	午後5時	競争入札参加資格審査結果の通知	○	○
	午後5時	仕様書等への質問に対する回答	○	○
10月20日(火)	—	入札保証金の納付期限	○	○
10月26日(月)	午後5時	入札書・辞退届提出期限		○
10月27日(火)	午前10時	入札書・辞退届入力期限	○	
	午前10時20分	開札	○	○